

意見書

日EU・EPA交渉に関する意見書

日本とEUとの間のEPA交渉については、本年5月の日・EUの首脳会談において、できる限り早い時期の大枠合意が極めて重要であることが確認され、現在、7月の主要20か国・地域首脳会議にあわせた首脳会談での合意が報道されるなど、今まさに重要な局面を迎えている。

本県議会は、日本とEUとの間のEPA交渉について、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、食品関連産業等幅広い分野に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国に対して、十分な情報提供などを要請してきたところである。

しかしながら、交渉を巡っては、豚肉や木材など農林水産物の関税を削減・撤廃する方向で協議が進められているとの報道等がなされている中にあって、交渉状況が明らかにされないことから、農林漁業者等の間で交渉の先行きを懸念する声が高まっている。

一方、現在、「農林水産業の輸出力強化戦略」において、輸出額1兆円目標の1年前倒し達成に向け、国を挙げて取り組むこととしている中で、日本からEUへは、動植物検疫などの非関税障壁により、豚肉や鶏肉などの輸出ができないほか、緑茶については残留農薬規制の問題から、輸出は事実上困難な状況になっている。

よって、国におかれては、日本とEUとの間のEPAが、地域経済・社会に与える影響を十分に考慮するとともに、地方の声を真摯に受け止め、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 豚肉、豚肉調製品、牛肉、乳製品、甘味資源作物、木材製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となり、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。
- 2 黒豚肉など農林水産物の輸出品目の拡大に向けて、検疫協議等を加速化すること。また、輸出先の検疫基準等に適合した生産体制を確立するための条件整備を図ること。

3 日EU・EPAが地方の経済活動や国民生活に与える影響や交渉状況等について、国民に十分な情報提供と明確な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

上記のとおり発議する。

平成29年6月27日

鹿児島県議会議員 伊藤浩樹
下鶴隆央
ふくし山ノブスケ
堀口文治
瀬戸口三郎
園田豊
松田浩孝
柳誠子
禧久伸一郎
吉留厚宏
まつざき真琴
永井章義
堀之内芳平
桑鶴勉
大園清信
永田憲太郎
鶴園真佐彦
山田国治

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、災害対策、環境対策、地域交通の維持など果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、大規模自然災害の発生に備えた対策の実施など、様々な政策課題に直面している。

一方、地方公務員を始めとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

このようなか、社会保障費や地方財政を重点分野とした歳出削減に向けた議論がなされている。特に、「トップランナー方式」の算定や他の業務への導入の検討に際しては、地方の行政コストの差が歳出削減努力以外の要素によるところが大きいことを考慮すべきと考える。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、必要不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成30年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と、過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい脆弱な地方の財政基盤に十分配慮とともに、増大する地方の行政需要に対応した予算措置で地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国におかれでは、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3 地方交付税における「トップランナー方式」については、算定や他の業務への導入の検討に際して、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

4 大規模な地震に備え、県民の安全・安心を確保するため、大規模建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化に必要な事業費を確保すること。

5 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

7 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引き上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（地方創生）

殿

上記のとおり発議する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会総務委員長 長田康秀

学校現場における教職員の業務改善を求める意見書

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、私たち大人の共通の願いである。近年、子どもたちを取り巻く環境は著しく変化し、共働き世帯や一人親世帯の増加、地域コミュニティの衰退といった社会背景がある中で、学校教育においてもいじめや不登校といった様々な教育課題が指摘されている。

学校現場の実態として、新聞報道等でも全国的に問題となっている「教職員の多忙化」があり、文部科学省においては、「学校現場における業務の適正化に向けて」として、「1. 教員の働き方を改革し、教員の担うべき業務に専念できる環境整備を目指す 2. 部活動の適正化を推進し、部活動の負担を大胆に減らす

3. 国・教育委員会の支援体制を強化する」という3つの柱を中心とした取組を力強く進めることとしている。

文部科学大臣は3月22日の参議院文教科学委員会において、「今ままの状況では、日本の高い教育水準の維持は難しい」と述べるなど、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、学校・家庭・地域の役割分担やその教育力の向上を図るとともに、多様な専門スタッフの充実などチーム学校の実現や地域学校協働活動の推進、部活動の改革、学校事務の効率化、教員が担うべき業務の精選・明確化などを通じ、教員の働き方改革を実質的かつ着実に実行することが不可欠である。

よって、国においては、計画的な教職員定数の改善を推進するとともに、学校や教職員が担うべき業務の在り方及び役割分担、教員がより専念できる学校の組織運営体制や勤務の在り方など、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

殿

上記のとおり発議する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会文教警察委員長 西高悟

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しております。国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十分に果たすためには、森林の適切な整備・保全を着実に実施する必要がある。

現在、国において、市町村主体の新たな森林整備等を行うための財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討が進められているところであるが、森林整備等を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

よって、国におかれでは、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、森林整備等に係る安定財源確保のため、森林環境税（仮称）を早期に創設すること。
- 2 森林環境税（仮称）の制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて進めるとともに、税収は全額地方の税財源となるよう配慮すること。また、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担や税源配分のあり方等の課題について十分整理し、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についてもしっかりと調整を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提

出する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣

殿

上記のとおり発議する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会環境厚生委員長 ふくし山ノブスケ

の附則に参議院議員選挙の抜本的な見直しを行うことが規定されていることを踏まえ、合区を解消し、都道府県単位の代表が国政に参加することが可能となる選挙制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

殿

上記のとおり発議する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会議員 伊藤浩樹
下鶴隆央
ふくし山ノブスケ
堀口文治
園田豊
柳誠子
喜久伸一郎
吉留厚宏
永井章義
堀之内芳平
桑鶴勉
永田憲太郎
鶴蘭真佐彥
山田国治

参議院議員選挙制度改革に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、合区された「鳥取県及び島根県選挙区」、「徳島県及び高知県選挙区」では投票率の低下に加え、各県からは「地域代表」を選出出来なくなることで、地方の声が国政に届きにくくなる弊害が指摘されており、合区解消を求める声が一段と高まっている。

参議院の選挙区選出議員の選挙は、昭和22年の参議院議員選挙法制定以来、一貫して、都道府県単位の選挙区において実施されてきており、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

また、我が国が直面している急激な人口減少や地域間格差、国土保全等については、多様な地方の意見が国政に反映されることが必要である。

参議院の一票の格差是正のためとして、人口のみを基準に議員定数を決定することになれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかであり、地方選出国会議員は減少し、地域の民意は国政に届かなくなり、都市部への一極集中は進むばかりとなる。

このため、参議院議員選挙制度の改革に当たっては、これまで都道府県が政治・行政の単位として機能してきた歴史的、文化的、政治的経緯を総合的に踏まえた上で制度設計が為されるべきである。

よって、国におかれでは、今回の合区による選挙は、あくまでも緊急避難措置であり、改正公職選挙法